

令和6年度 保育所入所案内



受付期間：令和6年2月19日(月)～令和6年3月1日(金)
受付場所：与那国町役場 長寿福祉課 ☎0980-87-3575
受付時間：午前9時～午後5時

土・日・祝祭日を除く

☆祖納保育所への入所☆

保育所は、児童の保護者が仕事や疾病等の理由により家庭で児童を保育することができないなどの理由により、保護者に代わって保育を行うための児童福祉施設です。

したがって、どのご家庭の児童も無条件に入所できるものではなく、ご家族で保育にあたられる方がいる場合や「集団生活になれさせるため」「下の子の保育に手がかかるため」などの理由では入所の対象とはなりません。

各保育所名	定員	所在地	電話	入所年齢
祖納保育所	46	与那国1107	87-2024	9ヶ月～3歳児

※定員とは、保育所の設置にあたり県に認可された定員であり、受け入れ児童数とは異なります。

☆保育時間について☆

◎ 平日 午前8時～午後5時30分

◎ 土曜日 午前8時～正午

* 日曜日、祝祭日は休所です

* 年末年始は、12/29～1/3まで休所です。

* 土曜日の保育は、家庭で家族と一緒に過ごす時間を増やすことで児童の情緒の安定や親子の信頼感の形成につなげるとともに、不足する保育士の働きやすい環境の確保を目的として保護者の皆様へ家庭保育の協力依頼を行っております。

保護者の皆様にはご理解とご協力の程よろしくお願い致します。



☆保育所へ入所できる基準☆



与那国町に住所がある0歳（9ヶ月以上）から幼稚園入園前の児童で保護者が次のいずれかの理由に該当しているとともに、同居の親族（祖父母やその他の方）も日中保育をすることができない場合に限られます。

同居の祖父母などにより保育可能な場合や、保育できない程度が著しく低いと認められる就労内容の場合等は、入所の基準に該当しません。

★表1

①	家庭外労働	家庭外で労働することを常態としている。
②	家庭内労働	家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常態としている。
③	両親不在家庭	死亡・行方不明・拘禁等の理由により親がいない場合。
④	病人の介護	病人や、心身に障がいをもつ同居の親族を常に介護している。
⑤	母親の出産	産前・産後3ヶ月
⑥	病気・障がい	長期にわたる病気やケガ、又は心身に障がいがある。
⑦	家屋の災害	火災・風水害・や地震など復旧の間児童の保育ができない場合。
⑧	その他	①求職のため昼間外出することを常態としている。
		②就学・技術修得のため昼間に学校や職業訓練校等に通り児童の保育にあたれない場合、（習い事、塾、自動車教習所等は除く）。
		③虐待やDVの恐れがある。

入所基準として①・②とも1日6時間以上、週5日以上就労していることが必要です。

【注意事項】

- ① 入所基準に該当していても保育所の定員等の関係により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
- ② 産前・産後預け入れ期間中、育児休業を取得された方がいる場合、保育を必要とする事由に該当しなくなったとみなし、承諾された保育実施期間内でも退所となります。
育児休業は、入所した翌月以内に休業前と同じ勤務条件で復職する事が入所の条件です。
- ③ 障がいのある児童や、発達・発育に遅れが感じられる児童の申込みを希望する保護者の方は長寿福祉課窓口にてご相談ください。
- ④ 申込後に世帯状況・勤務状況（勤務先が決定した場合・時間や日数等）の変更がありましたら、令和6年3月29日（金）までに勤務証明書を提出してください。
期日後に提出したものは、選考・審査に反映されませんので十分ご注意ください。
- ⑤ 求職中を理由とした入所の場合は、保育の実施期間は1ヶ月以内です。継続して入所を必要とする際は、勤務証明書等の書類が必要となり、「保育に欠ける状態（就職等）」が確認された場合のみ継続となります。

☆入所申込と認定申請に必要な書類☆

- 【1】 **保育所入所申込書等**（保育状況調査票・支給認定申請書・誓約書・その他）
- 【2】 **就労証明書** } 兄弟・姉妹で申込む場合、**コピー可**
- 【3】 **住民票謄本** } （町外在住の方がいる場合、その方も添付）
- 【4】 **健康診断書** （初めて申込みされる方）



※ ①～④は、該当する世帯のみ。

①	生活保護世帯	生活保護受給者証明書
②	母子父子世帯	児童扶養手当受給者証・母子父子等医療費助成受給者証（写）（長寿福祉課にて交付） ※児童扶養手当を受給していない母子・父子世帯は 戸籍謄本
③	保護者や同居者が心身に障がいのある世帯	障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書 いずれか一つ（写） ※児童の状況が分かる医師の診断書の提出。
④	保護者の一方が町外在住世帯	町外在住者の住民票謄本 前年度分課税証明書

保護者・世帯員の状況	提出書類	備考
勤務または採用予定	就労証明書	指定様式
自営業の方	就労証明書 及び 就労状況申告書	指定様式 ※お住いの民生委員より記名等を頂いて下さい。 ※記載にあたっての記入例等お読みください。
内職の方	内職証明書	指定様式
出産予定日 前・後3ヶ月の方	母子手帳（写）	出産予定日が分かるページ 入所期間：出産後3ヶ月に達する月の月末まで
保護者が病気の場合	診断書 保護者・同居者共	指定様式 窓口にてお問い合わせ下さい。
家族の介護・看護を している場合	診断書 介護・看護証明書 介護保険被保険者証（写）	指定様式 窓口にてお問い合わせ下さい。
求職中の方	求職受付票 ハローカード（写）	入所期間・最長1ヶ月間
特別な事情の場合	申立書及び 証明できる書類	（例）行方不明や拘禁など

《ご注意》

※各種証明書類は**3ヶ月以内**に発行されたものに限りませう。

※入所後も電話・訪問・書類提出等による保育に欠ける状態を確認させていただきます。
ご協力お願い致します。

☆保育料について☆



保育料は、児童と同一世帯で生計を共にしている保護者の市町村民税（所得割額）の合算により、与那国町の令和6年度 階層別保育料に基づいて算定します。

- 所得税額は、事業主が発行する源泉徴収票、又は確定申告書で確認します。
- 所得税が発生していない世帯は、町民税の課税状況により算定します。
- **3歳児**以上については保育料はありませんが、主食費として**毎月500円**発生します。

※4月からの保育料は、保護者から提出して頂いた課税資料に基づいて仮賦課（仮算定）し決定しています。6月以降の市町村民税確定後に確認し変更があった方のみ通知します。変更された保育料は、4月にさかのぼって適用されますので、納付済みの保育料との差額は、還付として手続きさせていただきます。

決定					再決定						
令和6年度 前期保育料					令和6年度 後期保育料						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の市民税所得割額 令和4年1月～12月分の収入					令和6年度の市民税所得割額 令和5年1月～12月分の収入						

※保育料の算定に必要な所得申請がない場合は、一番高い階層で保育料を仮決定します。

☆保育料の納付について☆

保育料の納付方法は、**窓口払い**または**口座振替**になります。

振替は、**毎月10日**（但し10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）引き落としは、当月分になります。残高不足にならないようご注意ください。

納付書は**令和6年3月下旬**に保護者宛に入所決定通知書と同封し発送いたします。

口座振替依頼書は、振替希望の金融機関窓口にてお申込みください。

金融機関 → **ゆうちょ銀行** or **沖縄県農業協同組合**

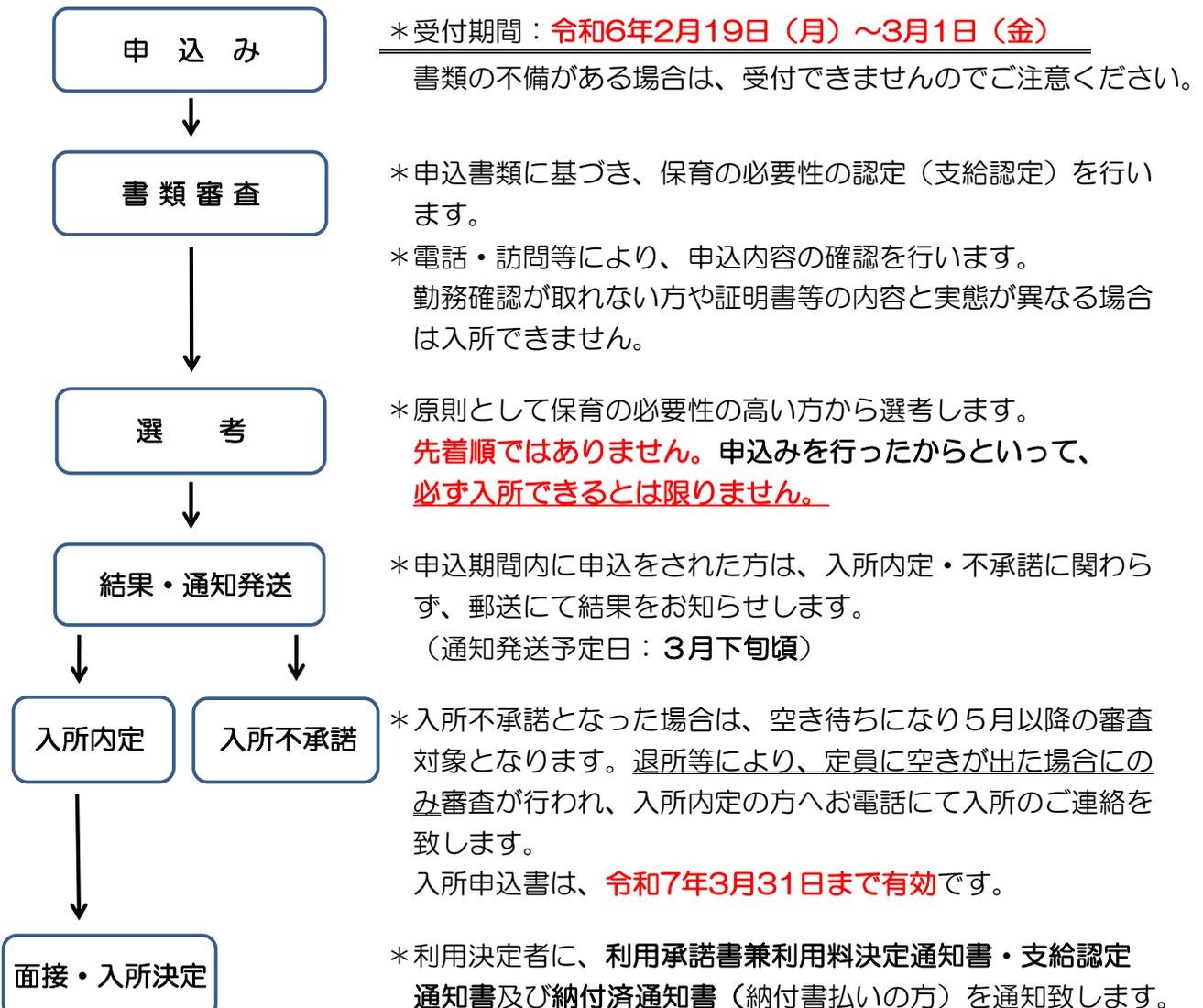
☆保育の必要性の認定について☆

保育所等を利用する場合、市町村が保育の必要性の状況に応じ、次の1・2・3号のいずれかに「認定」し、保護者の皆様に「支給認定通知書」を交付することになります。なお、保育の必要性の認定は「支給認定申請書」を提出頂く事で行いますが、保育の必要性の状況に変更が生じた場合は改めて申請頂き、新たに支給認定を決定する事が必要です。

★保育の必要性の認定区分

認定区分	利用できる施設
1号認定 満4歳以上で、教育を希望される場合。2号認定子ども以外のも	幼稚園
2号認定 満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育所
3号認定 満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育所

☆申込から入所までの流れ☆



※面接は必要な方のみ

《参考》令和6年度 与那国町保育料

※この表は、2号・3号認定された児童に適用されます。

階層	階層区分	3号認定 (満3歳未満)	2号認定 (満3歳以上)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
第2階層	ひとり親世帯等	0 円	0 円
	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
第3階層	ひとり親世帯等	9,000 円	0 円
	48,600円未満 一般世帯	19,500 円	0 円
第4階層	57,700円未満	ひとり親世帯等	9,000 円
		一般世帯	30,000 円
	77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000 円
		一般世帯	30,000 円
	所得割課税額 97,000円未満		30,000 円
			0 円
第5階層	169,000円未満	41,000 円	0 円
第6階層	301,000円未満	41,000 円	0 円
第7階層	397,000円未満	41,000 円	0 円
第8階層	397,000円以上	50,000 円	0 円

○ 多子軽減の年齢制限なしの対象ライン

	一般世帯	： 所得割57,700円未満 (第2子は半額、第3子以降は無料)
	ひとり親世帯等	： 所得割77,101円未満 (第2子以降無料)

ラインより上の方は、年齢にかかわらず兄弟姉妹をカウントします。

ラインより下の方は、就学前の特定教育・保育施設に同時に入所している
兄弟姉妹をカウントします。

※算定の基準は、**児童の4月1日時点の年齢**になります。年度途中で誕生日を迎えてもその年度が終了するまでは、保育料算定の基準となる年齢区分は変わりません。

申込後変更がある場合の届け出について



届け出が必要な内容	提出する書類
勤務先・時間・日数の変更	就労証明書
保護者の婚姻・事実婚	戸籍謄本 相手方の就労証明書と課税状況の証明書
保護者の離婚 (どちらか一つ)	児童扶養手当受給者証(写) 母子・父子等医療費助成受給者証(写) 保護者の戸籍謄本
生活保護の認定があったとき	生活保護証明書(写)
障が認定があったとき (どちらか一つ)	障害手帳(写) 療育手帳(写) 特別児童扶養手当受給者証(写)
他市町村へ転出するとき	退所届 ※退所予定日の2週間前までに長寿福祉課窓口へ